

# 目 次

## 第1章 総 則

第1 目 的	3
第2 用 語	3
第3 運用上の留意事項	4
第4 基準の適用範囲	4

## 第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	13
第2 収容人員の算定	69
第3 建築物の床面積及び階の取扱い	95
第4 無窓階の取扱い	123

## 第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位	147
第2 政令第8条に規定する区画等の取扱い	155
第3 政令第9条の取扱い	173
第4 渡り廊下で接続されている場合の取扱い	177
第5 地下連絡路で接続されている場合の取扱い	191
第6 洞道で接続されている場合の取扱い	197
第7 小規模特定用途複合防火対象物	199
第8 内装制限	213
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取扱い	215
第10 水噴霧消火設備等の設置に係る取扱い	245
第11 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取扱い	251
第12 避難器具の設置個数の減免の取扱い	263
第13 誘導灯の設置を要しない部分の取扱い	281

## 第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具	295
第2 屋内消火栓設備	303
第2の2 パッケージ型消火設備	365
第3 スプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備）	371
第3の2 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	413
第3の3 放水型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	425
第3の4 ラック式倉庫に用いるスプリンクラー設備	453
第3の5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備	489
第3の6 パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）	509
第3の7 パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）	525
第4 泡消火設備（固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。））	531
第4の2 移動式の泡消火設備	549
第4の3 特定駐車場用泡消火設備	559
第5 不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備）	589
第5の2 不活性ガス消火設備（イナータガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備）	625
第6 ハロゲン化物消火設備（全域放出方式）	637
第7 粉末消火設備	653
第8 屋外消火栓設備	675
第9 動力消防ポンプ設備	689

第10	自動火災報知設備	695
第10の2	無線式自動火災報知設備	803
第10の3	特定小規模施設用自動火災報知設備	809
第10の4	複合型居住施設用自動火災報知設備	821
第11	ガス漏れ火災警報設備	833
第12	漏電火災警報器	851
第13	消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）	863
第14	非常警報設備	877
第15	避難器具	921
第16	誘導灯	995
第16の2	誘導標識	1033
第17	消防用水	1051
第18	排煙設備	1069
第18の2	加圧防排煙設備	1089
第19	連結散水設備	1119
第20	連結送水管	1139
第21	非常コンセント設備	1173
第22	無線通信補助設備	1183
第23	非常電源	1195
第24	総合操作盤	1241

## 第5章 特定共同住宅等

第1	用語の意義・適用範囲	1267
第2	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分	1275
第3	位置、構造及び設備の要件パッケージ型消火設備	1309
第4	区画貫通及び耐火性能	1323
第5	構造類型	1329
第6	特定光庭	1391
第7	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	1429
第8	共同住宅用スプリンクラー設備	1437
第9	共同住宅用自動火災報知設備	1455
第10	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	1477

### 凡 例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）

▲：行政指導基準であることを示す印

●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印